

令和5年

第3回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第3回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年3月10日（金曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一 2 番 古澤 一雄 3 番 石本 健二 4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義 6 番 田代 純一 7 番 檜木 すみ子 8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝 10 番 岩下 保男 11 番 知里口 香穂里 12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治 14 番 田嶋 政隆 15 番 今村 光也 16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己 18 番 和田 敏喜 19 番 木村 広典

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政 2 番 市原 英一 3 番 今井 健一 4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次 6 番 山本 利幸 7 番 藤井 博徳 8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男 10 番 白石 正明 11 番 竹原 忠信 12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二 14 番 大友 浩喜 15 番 佐藤 弘明 16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣 18 番 高木 正明 19 番 江藤 則一 20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一

5 議事

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第8号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第9号 非農地証明願いの審議について
- ・議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第11号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第12号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定審議について
- ・議案第13号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の廃止について
- ・議案第14号 空き家に付随した農地の取扱基準の改正について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 16 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 3 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。さて、先月の農地パトロールは大変お世話になりました。また、先月の山鹿市農業委員会の研修出席ありがとうございました。他の市町村の農業委員会を研修することは、大変意義あるものだと感じました。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 15 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 3 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 9 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 2 件、非農地証明願 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 34 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 7 件、空き家に付随した農地の指定 1 件、別段面積の廃止、空き家に付随した農地の取扱基準の改正についてです。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、12 番委員、14 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号の 3 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 3 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 3 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。続きまして、議案第 8 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 9 件、4 条 1 件、5 条 2 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 8 号農地法第 3 条による許可申請の 9 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 9 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

16 番農業委員 3 条案件の 2 番 3 番に賃借権の設定がありますが、これは農業経営基盤強化促進法の利用権の設定との違いを教えてください。

事務局 第3条による賃借権と基盤強化法利用権の違いは、3条の権利は期間満了後自動更新されることです。利用権については期間満了で、再設定しなければその時点で終了ということです。

16番農業委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条9件は決定します。

つづきまして、第4条1件、第5条2件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第8号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた18番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

18番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から東へ約650mのところになります。申請面積471㎡の敷地に美容院・ドリンクテイクアウト販売の店舗(建築面積:56.43㎡)を計画するものです。なお、申請人の父は昭和54年頃から農地法の規定を知らずに宅地として利用していたとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積330㎡の敷地に個人住宅(建築面積:96.8㎡)を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南へ約560mのところになります。申請面積285㎡の敷地と隣接宅地を利用して個人住宅（建築面積：73.7㎡）を計画するものです。なお、申請人の両親は昭和55年から農地法の規定を知らずに車庫として利用していたとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条及び5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条3件は決定します。これで議案第8号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第9号非農地証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第9号非農地証明願いの審議について

順位1番から4番の、申請人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。補足説明を行います。

事務局 まず順位1番から説明いたします。

申請地はJR波野駅から北西に約1.7kmのところになります。申請面積は2筆併せて5,371㎡で、山を相続した際、山林部分が農地(原野)になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和23年10月12日撮影の航空写真によりその時点で既に山林の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和27年10月20日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

順位2番を説明します。

申請地はJR波野駅から北西に約1.7kmのところになります。申請面積は2筆併せて2,169㎡で、山を購入し登記した際、山林部分が農地(原野)になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、現地にて伐採された杉の年輪を調べたところ、77年経過していることを確認しており、そのことから昭和21年頃には既に山林の状態であったということを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和27年10月

20日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

順位3番を説明します。

申請地はJR市ノ川駅から北に約2.3kmのところになります。申請面積は561㎡で、相続を行ったところ、元宅地部分が登記上農地(田)になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和23年7月13日撮影の航空写真によりその時点で既に建物が建っており宅地の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和27年10月20日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

順位4番を説明します。

申請地はJR波野駅から南西に約2.6kmのところになります。申請面積は246㎡で、山を相続した際、山林部分が農地(畑)になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和22年12月7日撮影の航空写真によりその時点で既に山林の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和27年10月20日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします

議長 地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

議長 議案第9号の非農地証明について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。非農地証明について、賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 続いて議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第10号所有権移転の6件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第6号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議長 次に議案10号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第10号2番の利用権設定の34件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位34番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第10号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定34件は決定します。

議長 次に議案10号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第10号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第6号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第10号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第11号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から7番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と農業委員13番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と農業委員13番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委

員と農業委員 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 14 番委員と農業委員 15 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 1 1 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 1 1 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 1 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 1 2 号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法 3 条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 班長を務められた 1 8 番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

1 8 番農業委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

○ 順位 1 番を説明します。

申請地は、J R 宮地駅から北東へ、約 2. 2 k m のところです。申請面積は、3 0 1 m²で、空き家の売却とともに農地を売却したいため申請するものです。現況は、遊休状態です。

調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、何か質問や意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 1 2 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 2 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 1 3 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の廃止について事務局より説明願います。

事務局 阿蘇市農業委員会として別段面積(下限面積)を設定しておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日以降から下限面積が撤廃されることから別段面積を廃止することになります。

議 長 それでは、何か質問や意見はありませんか。

12 番農業委員 確認ですが 5 反未満の方でも農地が買えるということですか。だれでも

買えるということですか。

事務局 面積の基準がなくなりましたが、農業を営む必要は残っていますので機械の保有や何を作付けするなどの審査は必要になります。

12番農業委員 わかりました。

議長 他に、何か質問や意見はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案13号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第14号空き家に付随した農地の指定に関する取扱い基準の改正について事務局より説明願います。

事務局 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになっておりました。阿蘇市では、下限面積を設定しておりましたが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。(以下「改正法」という。))第5条の規定により農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日(令和5年4月1日)以降、別段面積を廃止することとなったため、空き家に付随した農地の取扱基準の改正を提案します。

議長 それでは、何か質問や意見はありませんか。

12番農業委員 売買後5年の耕作確認書を提出することになっていますが、耕作しないことの罰則はないのですか。

事務局 罰則はありません。

2番最適化推進委員 以前空き家に付随した農地の指定後購入されて、耕作を行っていないケースが見られることがあり地域でも困惑している状況があるがそういった場合はどうしたらいいのか。

事務局 農地パトロール等で確認し、耕作を行っていただくよう意向依頼分を通知します。

2番最適化推進委員 わかりました。

議長 他に、何か質問や意見はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案14号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その

他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第3回総会を閉会いたします。